

# 猪苗代町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年5月  
猪苗代町

# 猪苗代町新型インフルエンザ等対策行動計画

## <目次>

はじめに	1
第1部 計画策定の趣旨・位置付け	2
第1章 計画策定の趣旨	2
第1節 感染症危機を取り巻く状況	2
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	3
第2章 計画の位置付け	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3節 対策の時期区分	7
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	9
第5節 対策推進のための役割分担	12
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点	15
第1節 本町行動計画における対策項目	15
第2節 横断的な視点	15
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	17
第1章 実施体制	17
第1節 準備期	17
第2節 初動期	18
第3節 対応期	18
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25
第3章 まん延防止	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	27
第3節 対応期	27

第4章 ワクチン	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	31
第3節 対応期	32
第5章 保健	35
第1節 準備期	35
第2節 対応期	35
第6章 物資	36
第1節 準備期	36
第2節 対応期	36
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	38
第3節 対応期	38

## はじめに

近年、気候変動等による環境変化や、開発の進展による都市化や人口密度の増加等により、未知の感染症と接触する機会が増加しています。さらに、国際交流の進展や人や物の移動の高速化・大量化により、未知の感染症が発生した場合には、短期間で広範囲に拡散するおそれが大きくなってきています。

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、令和2年（2020年）1月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、日本全国で感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、健康への被害だけでなく、経済や社会生活等非常に大きな影響を及ぼしました。

感染症危機は、決して新型コロナだけではありません。次なる感染症危機に備え、平時から感染症危機に対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要です。

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年（2024年）7月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を全面改定しました。

また、福島県でも令和7年3月に「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を全面改定しました。

これに伴い、本町においても、感染症危機の発生時において迅速かつ確な対応に向けた準備や政府行動計画及び県行動計画と整合性を保つため、「猪苗代町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「本町行動計画」という。）を改定するものです。

次なる感染症危機に備え、国や福島県、関係機関と緊密に連携を図りながら、本町行動計画の実効性を高め、町民の生活を守るため、感染症危機への対応力の向上に取り組んでいきます。

## 第1部 計画策定の趣旨・位置付け

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生している。

とりわけ新型コロナは、令和元年（2019年）12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した後、世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。本町においても感染の拡大、縮小を繰り返しながら、長期間にわたり町民の生命及び健康が脅かされ、町民の生活や社会経済に大きな影響を及ぼした。

感染症危機は新型コロナで終わるものではなく、新型インフルエンザ等の新興感染症は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや、既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）への対策等の推進も重要である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として国や県と連携しながら対応する必要があり、本町の危機管理としても重大な問題である。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

### 1 政府行動計画の作成・改定

国は、平成17年(2005年)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえ、平成24年(2012年)4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)が制定されたことに伴い、平成25年(2013年)6月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。

令和元年(2019年)12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年(2024年)7月、政府行動計画を全面改定した。

### 2 県行動計画の作成・改定

福島県においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成17年(2005年)12月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した後、平成25年(2013年)12月、特措法に基づき県行動計画を作成した。

新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画の改定に伴い、令和7年(2025年)3月に県行動計画を全面改定した。

### 3 本町行動計画の作成・改定

本町においても、政府行動計画、県行動計画の策定を受け、特措法第8条に基づき、平成27年(2015年)に本町行動計画を作成した。

今回、新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画及び県行動計画の改定に伴い、本町行動計画を見直し、次なる感染症危機に備えるものである。

## 第2章 計画の位置付け

本町行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて、町内の新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

### 1 本町行動計画で定める事項

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び町民への適切な方法による提供
- ③ 町民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ④ 生活環境の保全その他の町民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する福島県及びその他の関係機関等との連携に関する事項

### 2 本町行動計画の推進体制及び見直し

本町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、猪苗代町健康づくり推進協議会等により適時適切に推進及び見直しを行うものとする。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、そして県内と感染が拡大し、やがて町内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民生活や社会経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものではあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

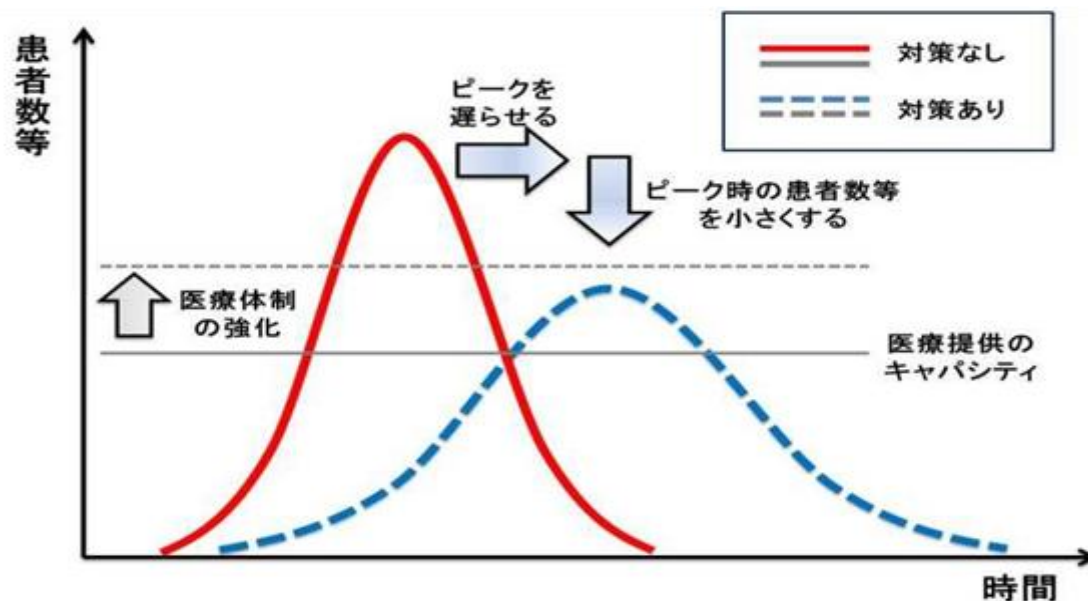
#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者へ適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2 町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び社会経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

【対策の概念図】



## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本町行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の①から④までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。

また、科学的知見及び国及び県の対策等を踏まえ、本町の人口分布、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、町の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県及び町による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

## 第3節 対策の時期区分

### 1 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

#### 【準備期】

- 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）
  - ・ 町の医療提供体制の整備、町民に対する啓発、実践的な訓練の参加勧奨による対応体制の定期的な点検や改善、業務継続計画の策定等、新型インフル

エンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

### 【初動期】

- 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期
  - ・ 国内及び県内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

### 【対応期】

- 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期
  - ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

#### ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 町内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・ 患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

#### イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 町内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ・ 対策の検討に当たっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

- ・ 感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

#### ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

#### エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、本町行動計画及びそれぞれの行動計画等に基づき、国及び県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからカまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等

が国内・県内・町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

#### ウ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### エ 医療提供体制、検査及びワクチン接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）や医療法（昭和23年法律第205号。）等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査及びワクチン接種体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

#### オ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### カ 負担軽減や情報の有効活用、国・県・町の連携等のためのDXの推進

医療関連情報の有効活用、国・県・町の円滑な連携等を図るためのDXの推進を行う。

### 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

#### ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応す

るため、平時から情報収集・分析の体制整備を進める。

#### イ 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

#### ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

#### エ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民の理解や協力が最も重要である。このため、様々な年代の町民が、感染症や感染対策の基本的な知識・理解を深めるために平時から情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

### 3 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題

である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、町民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### 4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国及び県と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### 5 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、県との連携体制の整備等に取り組む。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国及び県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### 6 記録の作成や保存

町は、それぞれの対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

### 第5節 対策推進のための役割分担

#### 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。

こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定

し、対策を強力に推進する。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## 2 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

## 3 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## 4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練やN95マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## 5 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## 7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

## 8 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的視点

### 第1節 本町行動計画における対策項目

政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を本町行動計画の主な対策項目とする。

なお、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第3部の各章に記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第2節 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させる、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、国、県及び関係機関との連携及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進である。

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県、町が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、町民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国、県、町及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、国、県、町が平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・町の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、国、県、町等が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、近隣市町村との連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

また、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく

発生届の届出に係る入力業務や患者の健康観察業務等において、保健所や医療機関の負担が著しく増加したことから、医療機関から発生届のオンライン提出や患者本人による自身の健康状態のオンライン報告が可能な「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS)」が整備されたことにより、保健所等の業務負担が軽減された。また、医療機関等情報支援システム (G-MIS) により、医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握など、業務の効率化とともに情報収集の迅速性の確保が図られた。

DX の推進は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータ利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

接種対象者の特定や接種記録の管理等のための予防接種事務のデジタル化及び全国ネットワークの構築に向けた標準化、また、将来的には電子カルテと発生届の連携など、国による DX 推進の取組を踏まえ、新型インフルエンザ等対策におけるデジタル技術の活用を図るため、必要な環境整備を行うとともに、県や医療機関との連携により、事務に従事する者の行動の変容に繋がる意識改革や運用が開始された技術の普及・活用促進にも取り組んでいくことが重要である。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び社会経済に広く大きな被害を及ぼすことから、町、県及び国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、町、医療機関、その他関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 第1節 準備期

##### 1-1 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、本町行動計画を作成・変更する。また、本町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、国や県及び関係機関が実施する新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の参加を推進する。
- ④ 町は、県と協力し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

##### 1-2 国、県、他市町村等の連携の強化

- ① 町は、国、県、他市町村及び指定（地方）公共機関と、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施により、相互の連携を強化する。
- ② 町は、国、県及び指定（地方）公共機関とともに、国内・県内の業界団体や

関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

- ③ 町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して対策の代行及び応援を求める。なお、対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

## 第2節 初動期

### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、猪苗代町新型インフルエンザ等対策本部（以下、「町対策本部」という。）を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう対応を進める。

### 2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、機動的かつ効果的な対策や支援を速やかに実施するため、国による財政支援に関する情報を収集し、予算の確保に取り組むとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1 基本となる実施体制の在り方

政府・県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、県に対し、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める。

#### 3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債の発行等を検討し、財源の確保に努め、必要な対策を実施する。

### 3-2 緊急事態宣言がなされた場合の対応

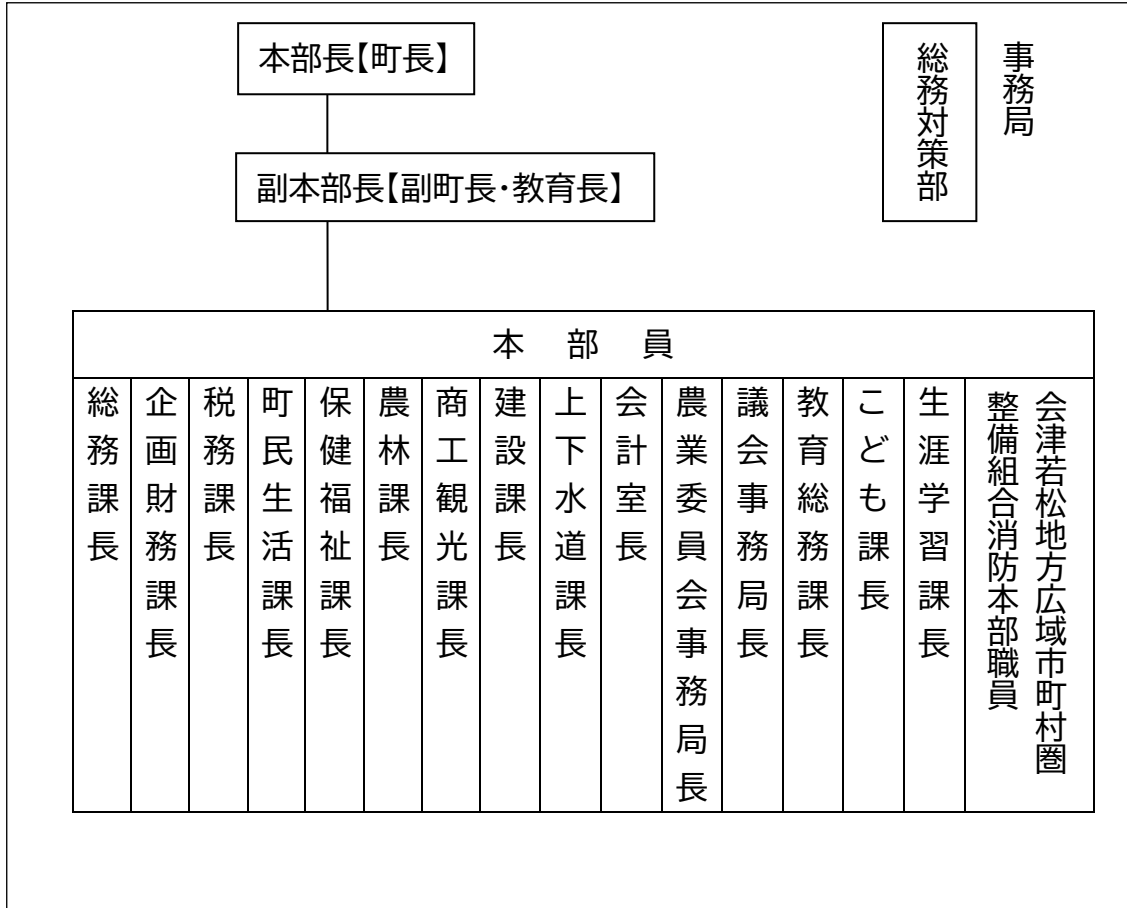
町は、緊急事態宣言がなされた場合は、特措法及び猪苗代町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに町長を本部長とする町対策本部を設置する。町は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### 3-3 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

猪苗代町新型インフルエンザ等対策本部組織図

猪苗代町新型インフルエンザ等対策本部体制



## 各課の役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各課が連携を取りながら全庁的な取り組みを行う。

担当部局	業務内容
各課共通  全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザの町内の感染拡大状況調査及び情報収集に関する こと</li> <li>・新型インフルエンザ対策各課の継続的かつ安定的遂行のための体制 構築に関すること</li> <li>・関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること</li> <li>・関係機関との連絡、調整に関すること</li> <li>・他課の応援に関すること</li> <li>・所管施設の運営管理・閉鎖などの措置に関すること</li> <li>・所管施設・団体の感染防止に関すること</li> <li>・所管施設の消毒などに関すること</li> <li>・行事及び民間事業などの自粛要請に関すること</li> <li>・多数が集まるイベントなどの自粛の要請に関すること</li> <li>・発熱外来等に関する公共施設の使用に関すること</li> <li>・その他、新型インフルエンザ対策本部の決定事項に関すること</li> </ul>
総務対策部  総務課 企画財務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部との連携に関すること</li> <li>・対策本部、対策会議の運営に関すること</li> <li>・情報の収集に関すること</li> <li>・報道機関との連絡・調整に関すること</li> <li>・住民への情報提供に関すること</li> <li>・県、他市町村、警察署、関係機関などとの連絡に関すること</li> <li>・災害用非常食の備蓄と提供に関すること</li> <li>・電気、ガスなどのライフラインの供給保持などの連絡、調整に関すること</li> <li>・職員の服務、出勤状況の把握に関すること</li> <li>・職員の研修の実施に関すること</li> <li>・住民の要望などの連絡に関すること</li> <li>・相談体制の編成、住民相談窓口の開設及び住民相談対応に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ対策関係予算などの財務に関すること</li> <li>・庁舎などの警備及び管理に関すること</li> <li>・庁舎内の感染予防対策に関すること</li> </ul>

民生対策部 町民生活課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水の安定供給に関する事</li> <li>・水道関係情報の収集及び記録に関する事</li> <li>・取水・浄水・配水施設の就業職員の感染防止策に関する事</li> <li>・原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関する事</li> <li>・死亡届受理事務と対策本部との連携に関する事</li> <li>・遺体の安置及び火葬に関する事</li> </ul>
保健医療 対策部 保健福祉課 こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集に関する事</li> <li>・県、市町村、保健所、各医療機関、医師会等との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・健康相談など相談窓口に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ対策に必要な物資、資機材の準備に関する事</li> <li>・防護服などの備蓄に関する事</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の提供要請、予防内服などに関する事</li> <li>・プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチン予防接種に関する事</li> <li>・予防接種を行う会場の確保に関する事</li> <li>・所管施設入所者及び利用者のり患状況の把握に関する事</li> <li>・所管施設の症状がある、園児の登園停止及び受診の指導に関する事</li> <li>・要配慮者(高齢者・障がい者など)の支援に関する事</li> </ul>
交通対策部 総務課 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者(透析患者など)の通院に関する事</li> <li>・交通機能の維持・車両の確保に関する事</li> </ul>
産業対策部 農林課 商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、小売業団体などに対する生活必需品の安定供給の要請に関する事</li> <li>・民間企業などへの就業制限要請に関する事</li> <li>・動物(家きん・家畜など)の不審死への対応に関する事</li> <li>・グリーンツーリズム事業等関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>・観光客への感染防止のため事業者との連絡調整に関する事</li> </ul>
教育対策部 保健福祉課 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する学校の感染防止対策に関する事</li> <li>・児童・生徒のり患状況の把握及び関係機関への報告に関する事</li> <li>・感染が疑われる症状がある児童、生徒に対する受診の指導に関する事</li> <li>・所管する学校・放課後児童クラブの臨時休業及び臨時休業中の対応に関する事</li> </ul>
支援対策部 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会との連絡調整に関する事</li> <li>・各対策部への支援に関する事</li> </ul>

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、町民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

### 第1節 準備期

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から県や保健所等と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動及びその対策等について、町民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県、教育委員会及び関係機関等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、町は、県と連携し学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

##### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

町は、国、県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。

また、町は、県及び教育委員会等と連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護

者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。

### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

SNS の普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となつていくとともに、一度拡散された偽・誤情報への対処は困難である。町は、国、県及び関係機関と連携し、国が提供・共有する情報を活用しながら、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報提供に取り組むとともに、町民へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛けるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。

### 1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国及び県と連携し、町民が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、県が情報提供・共有する媒体や方法について整理できるよう協力する。

### 1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの一般相談に応じるため、速やかなコールセンターの設置や日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など、県が進める相談対応に必要な体制整備に協力する。

なお、町単独でコールセンター業者との契約が困難な場合には、町に相談窓口を設置し、国・県のコールセンターを活用する。

## 第2節 初動期

### 2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、国が準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえて提供する情報に基づき、県や関係団体等との情報提供・共有を行う。
- ② 町は、町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有について、県に協力する。

### 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請に基づき、コールセンターの設置や国が作成する Q&A 等

のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに、関係部局で情報を共有する。

### 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、国、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなり得ること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

あわせて、国や県、NPO等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について町民に周知するなど、国、県及び関係機関と連携し、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

### 2-4 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民に周知する。

## 第3節 対応期

### 3-1 基本的な対応方針

初動期に引き続き、適切に対応を行う。

### 3-2 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

町は、県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター（有症状者等からの相談に応じるための電話窓口）及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について町民に周知する。

### 3-3 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、国及び県と連携し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得るよう努める。

### 3-4 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の医療提供体制の周知

町は、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等の所要の措置を講ずるとともに、県と協力して、町民への周知を行う。

### 3-5 リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

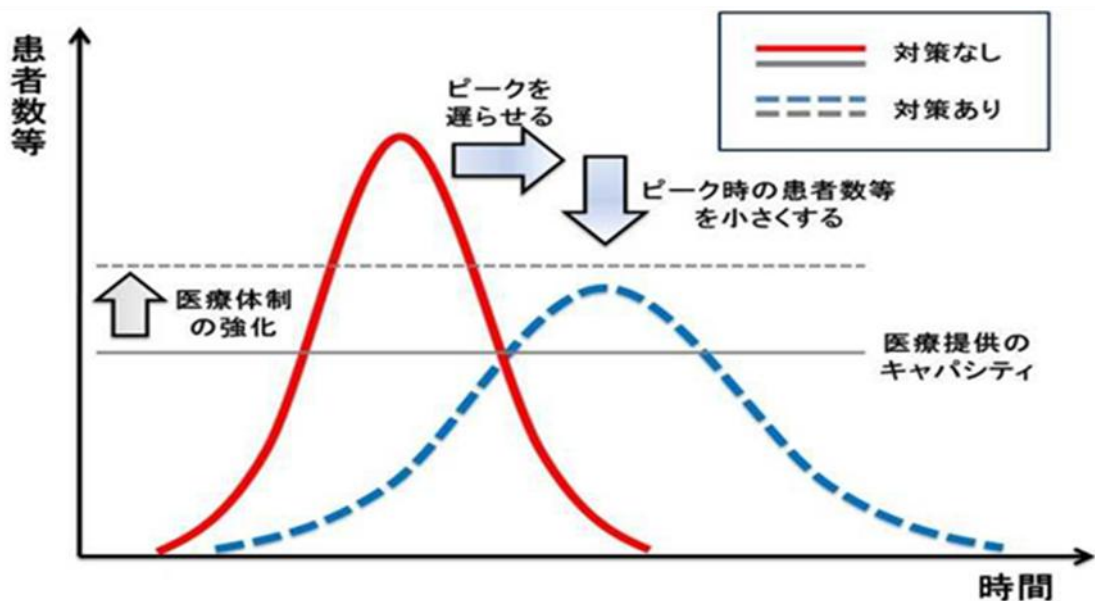
町は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果について、国や県と連携し、町民に分かりやすく情報を提供・共有する。

### 第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を踏まえ、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしてされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

<対策の概念図> (再掲)



## 第1節 準備期

### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した時の対策として、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、咳エチケット、場面に応じたマスク着用を行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### 2-1 まん延防止対策の準備

町は、国及び県からの要請を受けて、町内における新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1 患者や濃厚接触者以外の町民に対する基本的な感染対策に係る要請等

町は、県と連携し、町民に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、町民に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

## 第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国は安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、事前の計画を踏まえつつ、県や町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチンの接種を行う。

### 第1節 準備期

#### 1-1 ワクチンの供給体制

##### 1-1-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

町は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法及び役割分担について協議する。

##### 1-1-2 ワクチンの分配に係る体制の整備

町は、国がワクチンの分配に係るシステムを整備することを踏まえ、県が速やかに分配できる体制を構築できるように協力する。

#### 1-2 基準に該当する事業者の登録等

町は、県とともに、特定接種（特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。）の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

#### 1-3 接種体制の構築

##### 1-3-1 接種体制

町は、県及び医師会等の関係者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制を構築できるよう、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2 特定接種

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対する特定接種の実施主体として、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

### 1-3-3 住民接種

町は、国及び県等の協力・支援を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討し、平時から接種体制の構築を図るなど、必要な準備を進める。

また、町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町外及び県外においてもワクチンの接種を可能とするよう取組を進める。

### 1-4 情報提供

町は、県とともに、医療機関や教育機関等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方など、国が提供する情報をもとに町民にわかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。

### 1-5 DXの推進

町は、国及び県等の協力・支援を得ながら、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進めるDXを活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行えるよう、必要な準備を進める。

## 第2節 初動期

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 予防接種に係る情報収集、提供・共有

- ① 町は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、国及び県との情報共有を早期に行うよう努める。
- ② 町は、国や県と連携し、予防接種の開始に向け、副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備や、相談窓口の周知に努める。

#### 2-1-2 接種体制の構築

町は、県とともに、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国が大規模接種会場の設置や職域接種等の実施が必要と認める場合は、国、県、町が連携して必要な準備を行う。

#### 2-1-3 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種予約等を行うコールセンター業務、接種券の印刷・発送、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、医師会や医療機関等と接種実施機関の確保について協議を行う。あわせて、接種実施機関において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保する。

## 第3節 対応期

### 3-1 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 町は、予防接種を推進するため必要があるときは、県や医師会等と連携して接種に携わる医療従事者を確保する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国、県及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。
- ④ 町は、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ⑤ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解決するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、医療機関間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて医療機関間の融通等もあわせて行う。

#### 3-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国が特定接種を実施することを決定した場合に、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 3-1-2 住民接種

##### 3-1-2-1 予防接種体制の構築

- ① 町は、国が決定した住民接種の接種順位に基づき、町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種場所に赴かないよう周知及び注意喚起を行い、接種場所の感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ③ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関

等において接種を行う。また、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。

- ④ 町は、原子力災害により住民票のある市町村の区域外に避難している者が接種を希望する場合に、円滑に予防接種を受けられることができるよう、国、県及び避難元自治体と連携して対応する。

### 3-1-2-2 接種開始及び接種体制の拡充

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県及び医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### 3-1-2-3 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 3-2 健康被害に対する速やかな救済

- ① 町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について、町民への周知を行うとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。
- ② 接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。

## 3-3 情報提供・共有

- ① 町は、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンの理解を深めるために国及び県が提供・共有する情報について、町民への周知・共有を行う。
- ② 町は、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ 町は、パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き

続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

## 第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況や町の医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。

また、人材の確保や有事の際の対応等、県との連携が重要である。

### 第1節 準備期

#### 1-1 人材の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時において、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保するための応援職員の派遣協力について、平時より県と協議を進める。

#### 1-2 生活支援の準備

町は、有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合において実施する陽性者への食事の提供等について、県と連携し、感染症危機に備えた体制の整備を進める。

#### 1-3 健康観察の準備

町は、県が進める健康観察の実施体制整備に協力する。

### 第2節 対応期

#### 2-1 有事体制における情報共有

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

#### 2-2 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する自宅又は宿泊療養施設における療養者に対する健康観察の協力を行う。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

## 第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じる恐れがある。このため、感染症対策物資等が医療機関を始め、町、保健所及び消防機関等の関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

### 第1節 準備期

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、本町行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### 第2節 対応期

#### 2-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民の生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国、県、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国、県、町は、町民の生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

### 第1節 準備期

#### 1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

国、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3 物資及び資材の備蓄

① 町は、本町行動計画等に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資及び資材を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者を把握するとともに、要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して検討し、その具体的手続を決めておく。

## 1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備について、県に協力する。

## 第2節 初動期

### 2-1 事業継続に向けた準備等の要請

町は、県が、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請した場合には、周知に協力する。

### 2-2 遺体の火葬・安置

町は、国の要請に基づく県の要請に応じ、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等の発生・まん延及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、県と連携し、町民生活及び社会経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に定める対策のほか、町民生活及び社会経済の安定のために適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働する。
- ② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、町長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

町は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請することについて、県に協力する。

### 3-2-2 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓口の設置、その他の必要な措置について、公平性にも留意し、効果的に講ずるとともに、関係者への周知を行う。

### 3-2-3 住民の生活及び社会経済の安定に関する措置

水道事業を運営する町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、本町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。